

避難行動要支援者避難支援制度

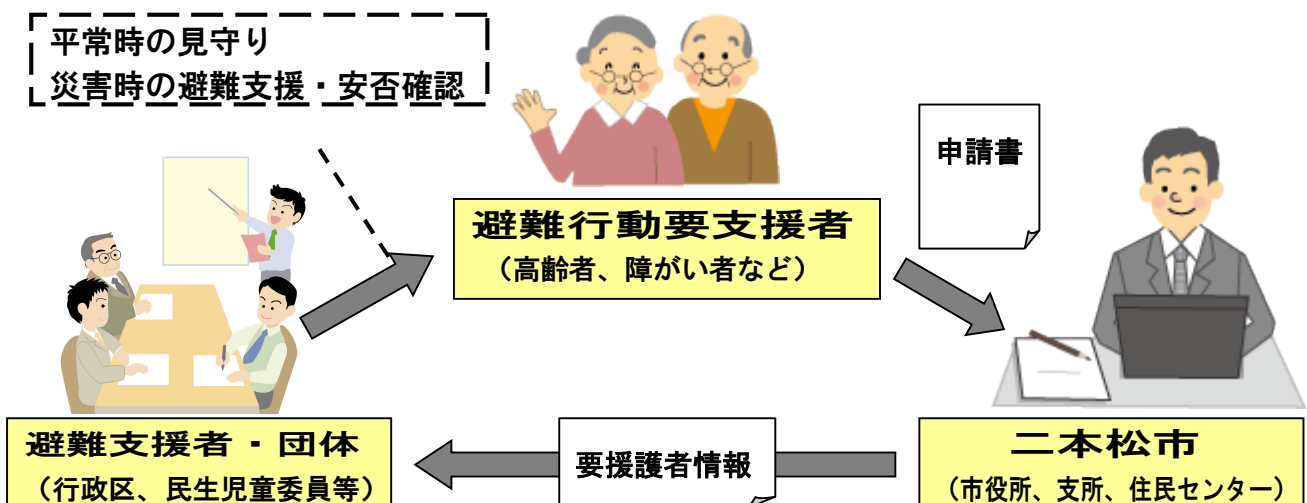
災害が発生したときや災害のおそれがあるとき、高齢者や障がい者（避難行動要支援者）などは、自ら災害情報を入手し、自力で避難することが困難なため、被害を受けやすくなります。そのため、支援を希望する方からの申請に基づき、市が「避難行動要支援者」として登録後、「個別計画」を作成して管理し、災害時に備える制度を推進しています。また、その情報を避難支援者、行政区、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察署、消防署、地域包括支援センター等に提供し、地域での見守りや声かけ、安否確認を行うことにより、平常時も避難行動要支援者の生活実態を把握し、地域全体で高齢者や障がい者を支えあう体制づくりを進めています。

■ 登録できる人（避難行動要支援者）

家族などの支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援を受けられない在宅の方で、自分の住所や名前、本人の状況などの個人情報支援団体等に提供することに同意される次の方々を対象とします。（施設・病院などに長期入所・入院者は対象外）

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- ② 要介護度3以上の在宅生活者
- ③ 身体障がい者（身体障害者手帳1・2級の方及び3級の視覚・下肢・体幹・呼吸器機能障がいの方）
- ④ 知的障がい者（療育手帳A所持者）
- ⑤ 精神障がい者（保健福祉手帳1級の方で単身世帯の方）
- ⑥ その他、市長が避難支援の必要があると認める方

■ 制度のながれ



○ 「避難支援者」とは

避難支援者とは、避難行動要支援者に対して、日常生活の中で見守りや声かけができ、災害が起きたときに駆けつけることができる近隣の住民の方です。

○ 「個別計画」とは

市は、登録申請書の提出に基づき、避難行動要支援者の緊急連絡先、避難支援者、避難所等を記載した「個別計画」を作成します。この「個別計画」を避難行動要支援者本人と避難支援者等に提供し避難行動の避難支援等に役立てます。

■ お問い合わせ

【二本松市役所】不明な点は市役所窓口へ気軽にご相談ください。

○高齢福祉課長寿福祉係…高齢者、要介護認定者等について

電話 0243-55-5114 FAX 0243-22-1547

○福祉課障がい福祉係…障がい者等について

電話 0243-55-5113 FAX 0243-22-1547

○生活環境課生活防災係…地域防災について

電話 0243-55-5102 FAX 0243-22-4479

【二本松市役所 各支所】各支所地域振興課市民福祉係でもご相談いただけます。

安達支所地域振興課市民福祉係 電話 0243-23-9074 FAX0243-22-5954

岩代支所地域振興課市民福祉係 電話 0243-65-2818 FAX0243-55-3005

東和支所地域振興課市民福祉係 電話 0243-66-2526 FAX0243-46-4122

高齢者に関する相談窓口

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢の人が住みなれた地域で、いきいきと生活していくために支援を行う拠点となるところです。

介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉・保健・医療などさまざまな面から、総合的に支援を行っています。

高齢者やその家族のために、保健と福祉について専門的な相談を無料で受けられます。

センター名 (担当地区)	住所 (相談等実施場所)	電話番号
二本松市二本松第1地域包括支援センター (二本松第一中学校区域)	成田町一丁目 867 (二本松病院附属老健内)	62-2223
二本松市二本松第2地域包括支援センター (二本松第二中学校区域)	安達ヶ原一丁目 291-1 (安達ヶ原あだたら荘内)	24-5567
二本松市二本松第3地域包括支援センター (二本松第三中学校区域)	住吉 100 (老健やまびこ苑内)	62-7520
二本松市安達地域包括支援センター (安達地区)	油井字濡石 1-2 (二本松市社会福祉協議会内)	23-8267
二本松市岩代地域包括支援センター (岩代地区)	西勝田字杉内 10 (特養二本松いわしろ紀行内)	24-5272
二本松市東和地域包括支援センター (東和地区)	太田字荻ノ田 35-1 (羽山荘内)	61-7100